

更生保護法人 群馬県仏教保護会



〒371-0025

前橋市紅雲町一丁目24番6号

Tel : 027-221-3376



スマートフォン版はこちら

更生保護施設とは

更生保護施設とは、更生保護法に基づいて運営される施設です。

犯罪や非行をした人の中には、頼る人がいなかったり生活環境に恵まれず、あるいは、本人に社会生活上の問題があるなどの理由ですぐに自立できない人がいます。そのような人達を国の委託で一定期間保護し、円滑な社会復帰を助けて再犯を防止するという重要な役割を担っているのが更生保護施設です。

なお、宿泊場所や飲食を供与するだけでなく、金銭管理や飲酒などに関する生活指導を行う他、就職の援助をしたり、必要と思える医療を受けさせたり、自立先の調整を行うなど、一人でも多くの方が円満に社会復帰できるよう援助しています。

全国に100を超える更生保護施設があり、群馬県仏教保護会も法務大臣の認可を受け事業を行っています。



スマートフォン版はこちら 2

群馬県仏教保護会の沿革

- 大正 2 年 群馬県連合免囚保護会発足
県内 2 市 1 1 郡に 1 5 の保護会が誕生
- 大正 4 年 前橋市紅雲町に群馬県仏教連合保護会の事務所・保護収容所落成
- 昭和 1 5 年 「群馬県仏教保護会」に名称変更
- 昭和 2 0 年 前橋大空襲で施設焼失するも仮建物で事業再開
- 昭和 4 3 年 現在の敷地内に少年寮を建設
- 昭和 4 4 年 同敷地内に保護会館（成人寮）を建設
- 平成 1 4 年 創立 9 0 周年式典開催
- 平成 2 0 年 大規模改修工事
- 平成 2 9 年 退会した元寮生への「フォローアップ事業」開始
- 令和 3 年 高齢・障がい者受入指定施設の認可を受け、社会福祉士を採用



初代会長 佐田仙馨 師



スマートフォン版はこちら

保護を受ける人

救護・援護

- ・ 保護観察に付された少年（1号観察）
- ・ 少年院を仮退院になった少年（2号観察）
- ・ 刑務所を仮釈放になった人（3号観察）
- ・ 刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人たち（4号観察）

更生緊急保護

- ・ 刑務所を満期釈放になった人
- ・ 裁判で刑の執行猶予の言い渡しを受けた人（執行猶予）
- ・ 起訴を猶予された人
- ・ 罰金の略式命令を受けた人
- ・ 少年院を退院した人



スマートフォン版はこちら

一日のスケジュール

起床	6 : 15
掃除	起床後
朝食	6 : 45～
昼食	12 : 00～
夕食	17 : 30～
入浴	18 : 00～20 : 50
浴室清掃	21 : 00(各部屋ごとに)
門限	22 : 00

※仕事に就いている人で、朝早くから出勤する人はこの通りではありません。他には飲酒やギャンブル、お金の貸し借りなどの禁止、門限の厳守などの規則があります。



スマートフォン版はこちら

施設の様子



玄関ホール



食堂

施設の様子



居室



物干し場

施設の様子



浴室

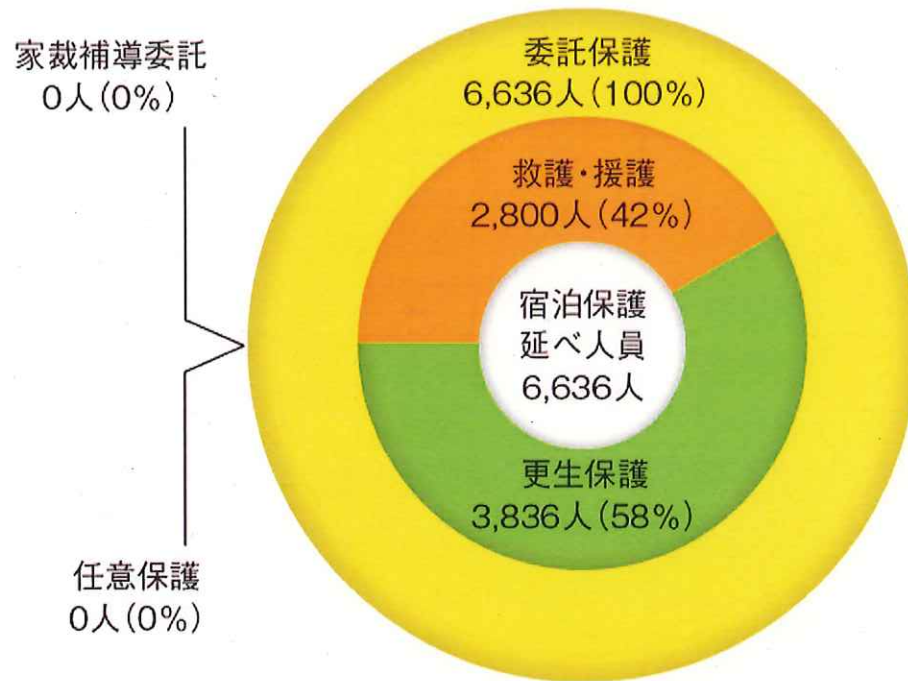


3階仏間

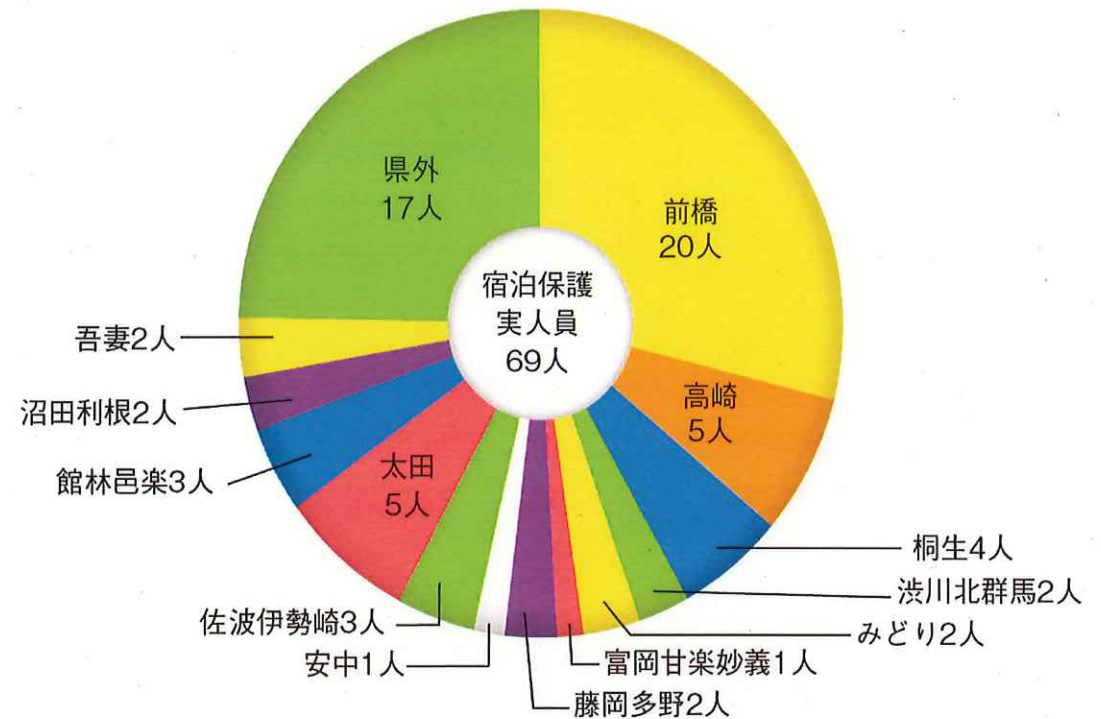
令和6年度の実績

(令和6年4月～令和7年3月)

①宿泊保護実施状況



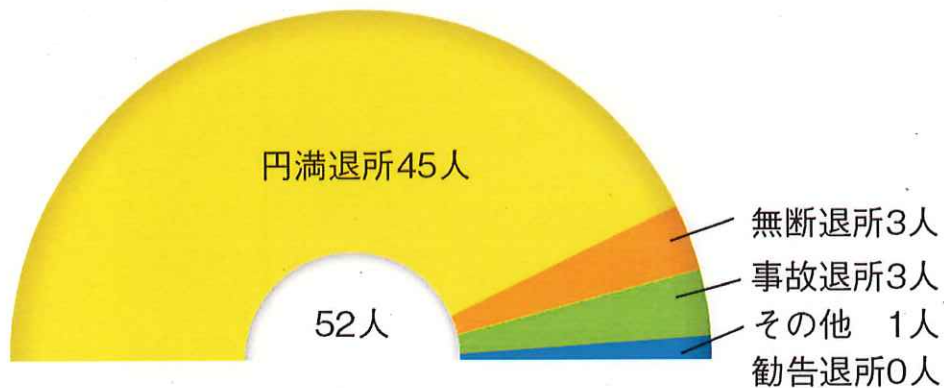
②収容者の保護区別内訳



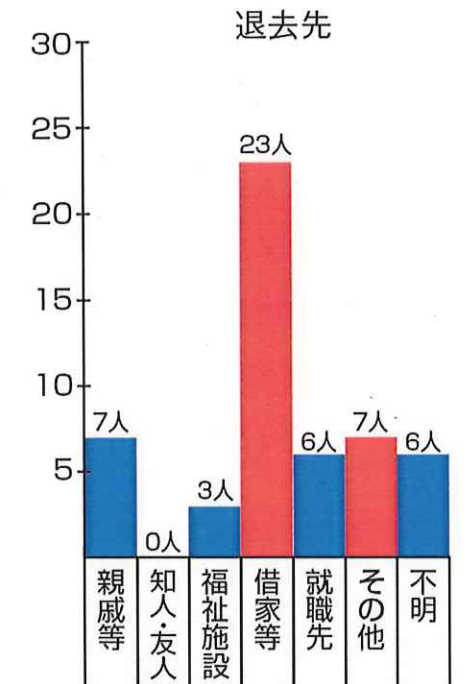
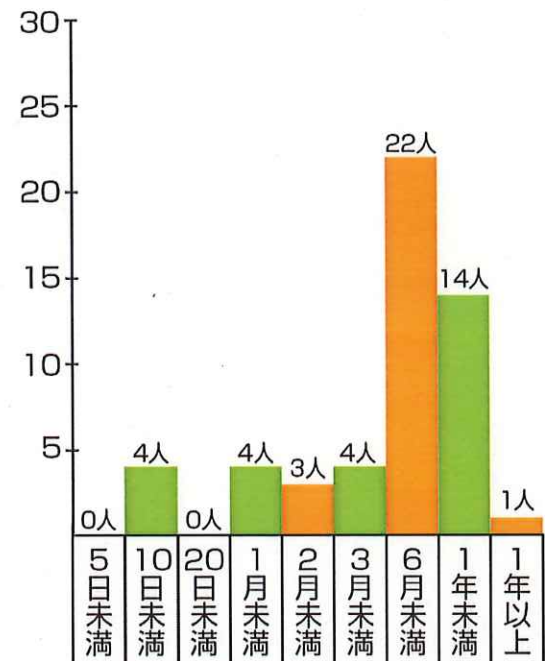
令和6年度の実績

(令和6年4月～令和7年3月)

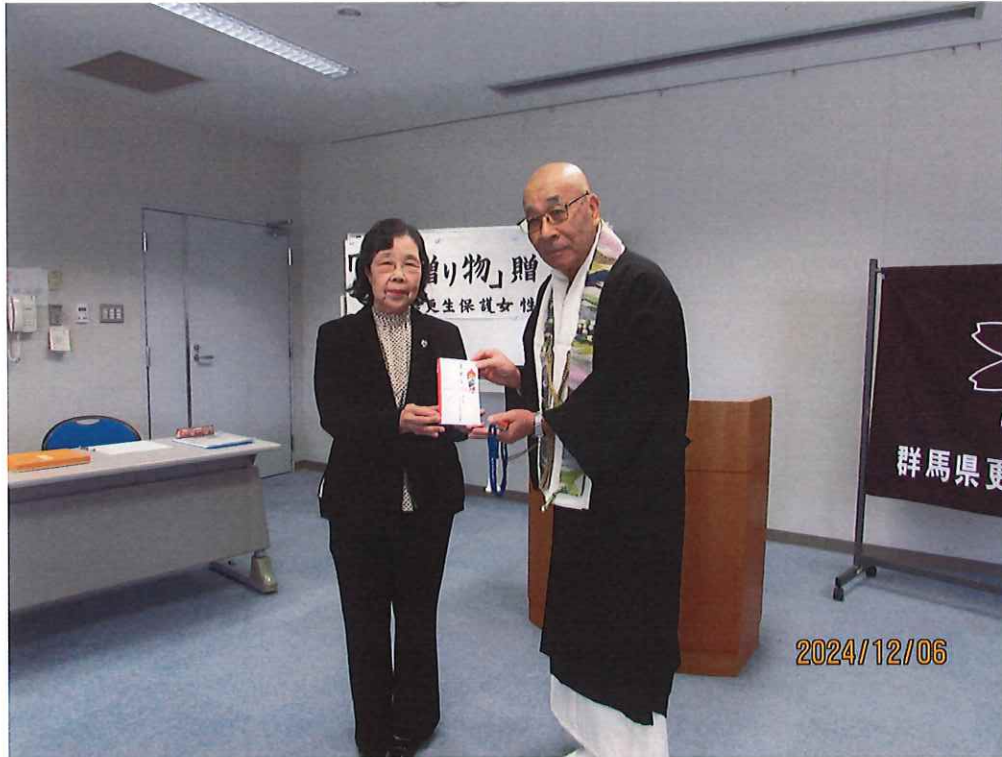
③退所した者の状況



④在所期間



主な行事



更生保護女性連盟
「愛の贈り物」



料理教室

主な行事



ごかしきん

天皇誕生日御下賜金伝達式

令和5年2月24日

主な行事



絵手紙教室



写仏教室

主な行事



S S T

(ソーシャルスキルトレーニング) 集会



仏間にて追善供養

群馬県仏教保護会

令和8年度

全面改築計画

Renovation plan



令和8年度 施設大規模整備事業

全面改築計画



スマートフォン版はこちら

ありがとうございました。
よろしくお願いします。



スマートフォン版はこちら

